

あなたの「笑顔」きっと見つかる。

在宅医療で使用する医療機器と 衛生材料の基礎知識



第4回 在宅療養推進研修会

診療報酬改定について①

診療報酬改定のポイント

○2012年(平成24年)度診療報酬・介護報酬同時改定



『医療→介護』の流れを重視
(震災の対応も含め)

○2014年(平成26年)度診療報酬改定



『機能分化・強化と連携』、
『在宅医療の充実』

2025年(平成37年)に向けて、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図る。

保険薬局で給付できる特定保険医療材料

インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

ヒト成長ホルモン剤注射用ディスポーザブル注射器

ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

万年筆型注入器用注射針

病院・診療所で支給できる
在宅医療に用いる
特定保険医療材料

腹膜透析液交換セット

在宅中心静脈栄養用輸液セット

在宅寝たきり患者処置用気管内ディスポーザブルカテーテル

在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

今回追加された
在宅医療に用いる
特定保険医療材料

在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む)

携帯型ディスポーザブル注入ポンプ(一般用、化学療法用)

皮膚欠損用創傷被覆材

非固着性シリコンガーゼ

水循環回路セット

＜基準調剤加算2、在宅患者調剤加算の施設基準の通知にて＞

医療材料及び衛生材料を供給できる体制を有していること。

また、当該患者に在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている薬局に対し保険医療機関から衛生材料の提供を指示された場合は、原則として衛生材料を患者に供給すること。なお、当該衛生材料の費用は、当該保険医療機関に請求することとし、その価格は保険薬局の購入価格を踏まえ、医療機関と保険薬局との相互の合議に委ねるものとする。

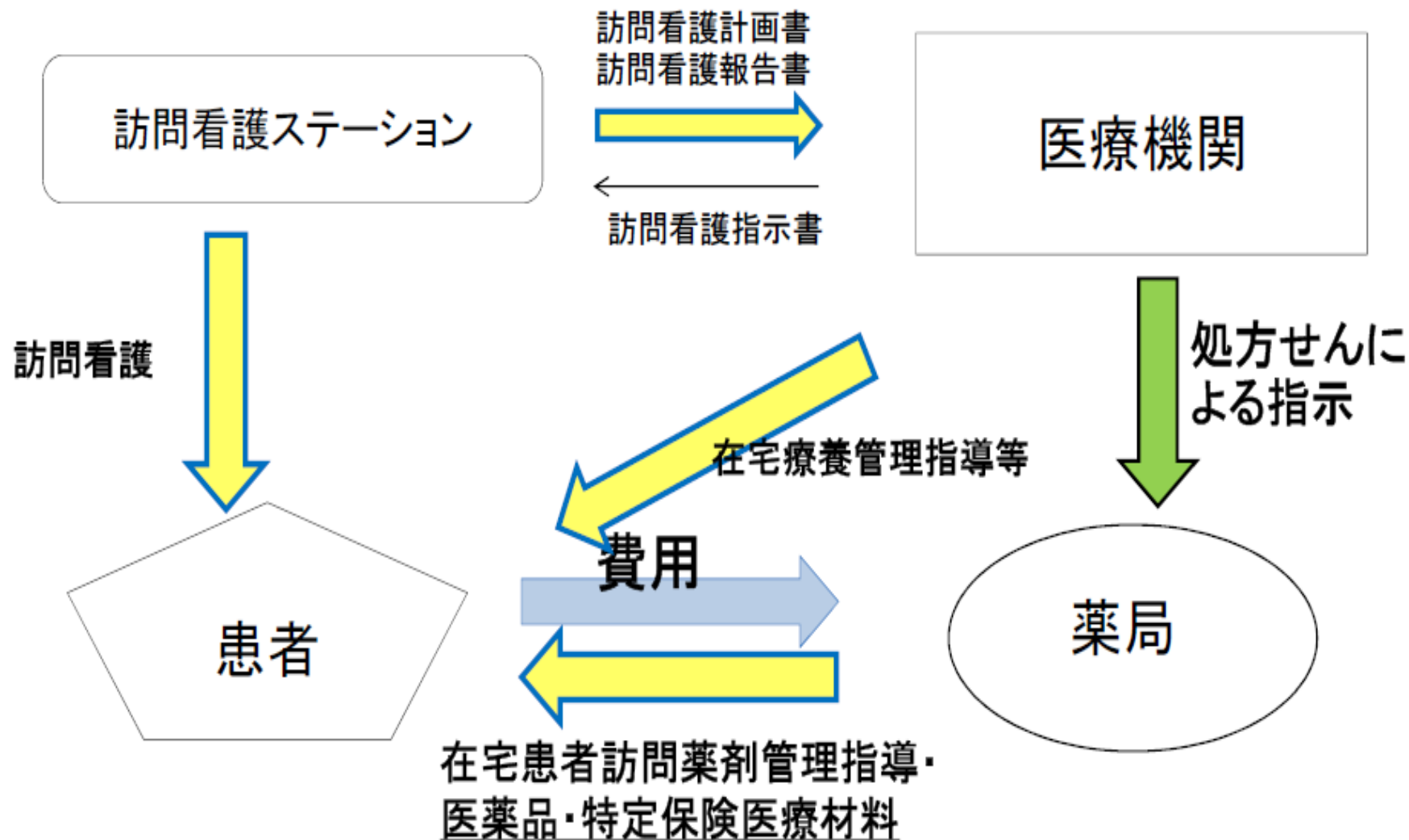
参考＜在宅療養指導管理料の通則の通知にて＞

・衛生材料又は保険医療材料の支給に当たっては、当該患者へ訪問看護を実施している訪問看護事業者から、訪問看護計画書により必要とされる衛生材料等の量について報告があった場合、医師は、その報告を基に療養上必要な量について判断の上、患者へ衛生材料等を支給する。また、当該訪問看護事業者から、訪問看護報告書により衛生材料等の使用実績について報告があった場合は、医師は、その内容を確認した上で、衛生材料等の量の調整、種類の変更等の指導管理を行う。

・また、医師は、上記の訪問看護計画書等を基に衛生材料等を支給する際、保険薬局（当該患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行っており、基準調剤加算2又は在宅患者調剤加算の届出を行っているものに限る。）に対して、必要な衛生材料等の提供を指示することができる。

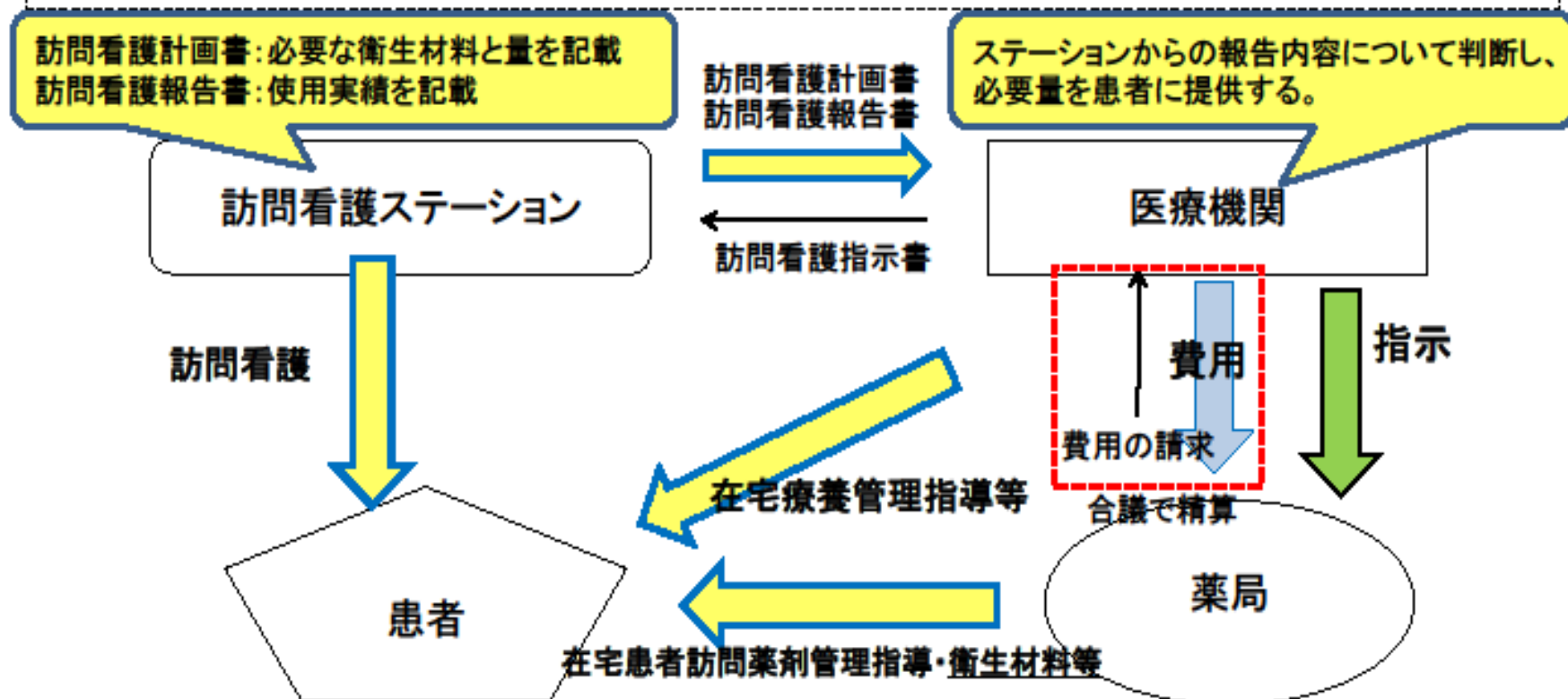
・なお、従前の方法により衛生材料等を支給することも可能である。

特定保険医療材料



薬局を介した在宅医療に必要な衛生材料の提供

- 衛生材料に対する患者・訪問看護ステーションの負担を解消するために、①②の流れに改善する。
- ①医師の指示を受けた訪問看護ステーションが、必要な衛生材料の量を訪問看護計画書とともに記載し、主治医へ提出する。また、使用実績については訪問看護報告書とともに記載し、主治医へ報告する。
- ②医療機関は、提供する衛生材料の必要量を判断したうえで、直接患者に提供するか基準調剤加算2、在宅患者調剤加算と届出をしている薬局に衛生材料の提供に関する依頼を行い、薬局を介し患者宅に必要な衛生材料の提供が行われる。



メリット:在宅における療養生活に必要な医療材料の必要量について、医療機関が把握できるため、患者や訪問看護ステーションが不足分を負担することがなくなる。
また、薬局と連携することにより、医療機関での在庫管理の負担が軽減する。

※この枠組みを利用せずに医療機関がこれまで通り、患者に対して衛生材料を提供することも可能である。

在宅医療に係る衛生材料等の取扱い

保医発第0331014号
平成15年3月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて

標記については、「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（保医発第0308001号）及び「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」（平成12年11月10日保険発第186号）により取扱われているところであるが、今般、下記について関係者に対し改めて周知徹底を図られたい。

記

在宅療養指導管理料は必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定することとなっており、保険医療機関は訪問看護ステーションとの連携等により在宅医療に必要な衛生材料等の量の把握に努め、十分な量の衛生材料等を支給すること。

在宅療養指導管理料

C 1 0 0	退院前在宅療養指導管理料	120点
C 1 0 1	在宅自己注射指導管理料	100～1230点
C 1 0 1 - 2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	820点
C 1 0 1 - 3	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	150点
C 1 0 2	在宅自己腹膜灌流指導管理料	4000点
C 1 0 2 - 2	在宅血液透析指導管理料	8000点
C 1 0 3	在宅酸素療法指導管理料	1300点・2500点
C 1 0 4	在宅中心静脈栄養法指導管理料	3000点
C 1 0 5	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2500点
C 1 0 5 - 2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1050点
C 1 0 6	在宅自己導尿指導管理料	1800点
C 1 0 7	在宅人工呼吸指導管理料	2800点
C 1 0 7 - 2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	250点
C 1 0 8	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	1500点
C 1 0 8 - 2	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	1500点
C 1 0 9	在宅寝たきり患者処置指導管理料	1050点
C 1 1 0	在宅自己疼痛管理指導管理料	1300点
C 1 1 0 - 2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	810点
C 1 1 0 - 3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	810点
C 1 1 0 - 4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	810点
C 1 1 1	在宅肺高血圧症患者指導管理料	1500点
C 1 1 2	在宅気管切開患者指導管理料	900点
C 1 1 4	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	1000点
C 1 1 5	在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料	6000点
C 1 1 6	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	45000点

在宅療養指導管理料

(1) 療養の給付と直接関係ないサービス等 (別に費用をとっても良いもの)

- ①おむつ代、尿とりパッド代
- ②証明書代
- ③在宅医療に係る交通費
- ④薬剤の容器代
- ⑤インフルエンザ等の予防接種
- ⑥他院より借りたフィルムの返却時の郵送代

(2) 療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの (費用をとってはだめで、管理料の範囲で給付しないといけないもの)

- ①衛生材料代 (ガーゼ代、絆創膏代)
- ②おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代
- ③ウロバッグ代
- ④骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾
- ⑤医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料

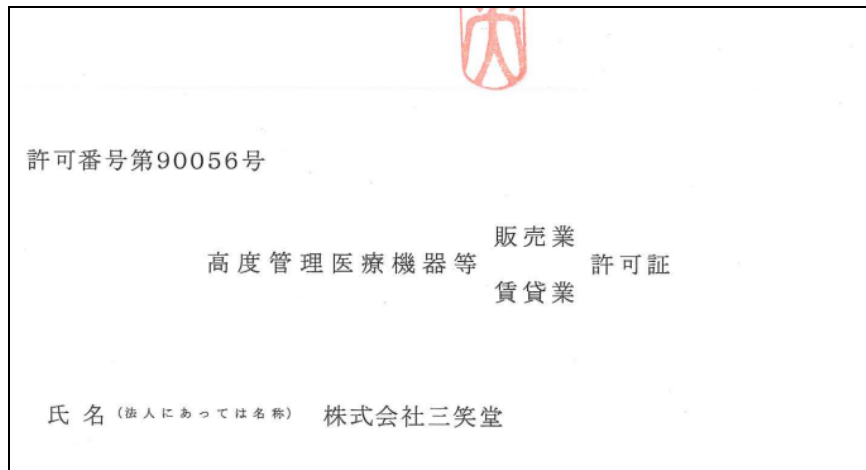
衛生材料（等）

【衛生材料等の支給】

（問 1）在宅訪問薬剤管理指導を行っている患者については、医療機関からの指示に基づき、薬局から当該患者に衛生材料を供給した場合、指示があった医療機関に当該材料に係る費用を請求でき、その価格については、薬局における購入価格を踏まえ、保険医療機関と保険薬局との相互の合議に委ねているところであるが、特定保険医療材料となっていない保険医療材料（例えば注射針）についても衛生材料と同様の取扱いと考えてよいか。

（答） 貴見のとおり。

医療機器の取り扱いについて



高度管理医療機器の販売には許可が必要です。
ただし処方箋での指示があった場合は許可証がなくても販売可能です。



小包装製品をラインナップしました

【少ない数からのご注文承ります！】

小包装購入の
メリット

- その1 製品の劣化・使用期限の問題により、無駄な余剰在庫の廃棄を削減。
- その2 必要なときに必要な分だけを購入でき、経済的にお得。
- その3 在庫の保管スペースを削減。

・水ぬれに注意し、高温、多湿、直射日光のあたる場所をさけて保管してください。



在宅医療で 사용되는医療材料について

保険薬局で給付できる特定保険医療材料

インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

ヒト成長ホルモン剤注射用ディスポーザブル注射器

ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

万年筆型注入器用注射針

病院・診療所で支給できる
在宅医療に用いる
特定保険医療材料

腹膜透析液交換セット

在宅中心静脈栄養用輸液セット

在宅寝たきり患者処置用気管内ディスポーザブルカテーテル

在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む)

携帯型ディスポーザブル注入ポンプ(一般用、化学療法用)

皮膚欠損用創傷被覆材

非固着性シリコンガーゼ

水循環回路セット

今回追加された
在宅医療に用いる
特定保険医療材料

無菌製剤処理加算の対象範囲の評価・見直し

無菌調剤室を借りて無菌調剤した場合の算定要件を緩和するとともに、医療用麻薬も無菌製剤処理加算の対象に含め、技術と時間を要する乳幼児用に対する評価を新設。

現行	
無菌製剤処理加算	
中心静脈栄養法用輸液	40点
抗悪性腫瘍剤	50点
—	—



改定後	
無菌製剤処理加算	乳幼児以外／ <u>(新)乳幼児</u>
中心静脈栄養法用輸液	<u>65点／130点</u>
抗悪性腫瘍剤	<u>75点／140点</u>
<u>(新)麻薬</u>	<u>65点／130点</u>

無菌製剤処理加算の対象範囲の評価・見直し①

薬事法施行規則の一部改正により、無菌調剤室の共同利用が可能となったため、無菌製剤処理加算について、無菌調剤室を共同利用する場合でも算定可能とする。

現行

(調剤料に係る無菌製剤処理加算の施設基準)

- (1) 薬局であること。
- (2) 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有していること。

- (3) 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。



改定後

(調剤料に係る無菌製剤処理加算の施設基準)

- (1) 薬局であること。
- (2) 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有していること。ただし、薬事法施行規則(昭和36年2月1日厚生省令第1号)第15条の9第1項のただし書の規定に基づき無菌調剤室(薬局に設置された高度な無菌製剤処理製剤処理を行うことができる作業室をいう。以下同じ。)の共同利用する場合は、この限りでない。
- (3) 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

<留意事項通知にて>

無菌調剤室の共同利用する場合にあたっては、「薬事法施行規則の一部改正する省令の施行等について」(平成24年8月22日薬食発0822第2号)を遵守し適正に実施すること。

携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

① 一般用 （鎮痛療法）

ア 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプであること（PCA装置と一体化されている場合を含む。）。

イ 患者等が注入速度を変えることができないものであること。

ウ ②に該当しないこと。

② 化学療法用

ア 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプであること。

イ 抗悪性腫瘍剤等、揮発性の高い医薬品を使用するための**気密性を保持し、簡単に溶液が取り出せない構造**の工夫がなされていること。

ウ PCA装置との接続部分が存在しないこと。

※PCAとは Patient Controlled Analgesiaの略称で、「自己調節鎮痛法」

携帯型ディスポーザブル注入ポンプ



保険点数について

病院での算定

平成26年4月改定

C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料 1,500点／月

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料 1,500点／月

C166 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算 2,500点／月

1月につき6個以下の使用の場合は、この加算を算定し、7個目以降は、以下の項目を算定する。

在宅007 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

(1)一般用 3,600円/個 (2)化学療法用 3,610円/個

調剤での算定

調剤008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ・・・3550円

(PCA装置がついていても付いていなくても、一律この価格です。)



注入ポンプ加算1,250点



クデック® シリンジェクター® PCA装置 ②

販売名
シリンジェクター I
医療機器承認番号
21100BZZ00032000



PCA COUNTER クデック® PCAカウンタ- PCA READER クデック® PCAリーダ-



保険薬局で給付できる特定保険医療材料

インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

ヒト成長ホルモン剤注射用ディスポーザブル注射器

ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

万年筆型注入器用注射針

病院・診療所で支給できる
在宅医療に用いる
特定保険医療材料

腹膜透析液交換セット

在宅中心静脈栄養用輸液セット

在宅寝たきり患者処置用気管内ディスポーザブルカテーテル

在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

今回追加された
在宅医療に用いる
特定保険医療材料

在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む)

携帯型ディスポーザブル注入ポンプ(一般用、化学療法用)

皮膚欠損用創傷被覆材

非固着性シリコンガーゼ

水循環回路セット